

静岡県告示第476号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、告示する。

平成29年5月30日

静岡県知事 川勝平太

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
静岡県葵区御幸町5-9
株式会社JTB中部静岡支店 支店長 杉浦 孝典
- 2 指定代理者に納付させる歳入
静岡県富士山保全協力金実施要綱第4条第2項第2号及び静岡県富士山寄附金実施要綱第4条第2項第1号に規定する静岡県に対する寄附金
- 3 指定代理納付者として指定する期間
平成29年6月1日から平成29年9月30日まで